

部内用

捜査の目線と裁判の視点から見た

令和時代の

ブロック式

# 捜査書類作成 マニュアル

～ 送致書・捜査報告書・逮捕手続書・被害届  
実況見分調書・供述調書・犯罪事実の記載 等 ～

〈第2版〉

恩田 剛 編著

※この書籍は部内用です。  
お取扱いには御注意ください。



立花書房

本書は時々・情勢の必要に応じ、内容を変更・追加等する場合があります。

## 第2版推薦のことは

このたび、恩田剛弁護士による本書「捜査の目線と裁判の視点から見た 令和時代のブロック式捜査書類作成マニュアル〈第2版〉」が、立花書房から出版されることとなった。

本書は、平成28年10月発刊の「捜査の目線と裁判の視点から見た ブロック式捜査書類作成マニュアル」に、多数の加筆を施し、アップグレードしたものであり、タイトルにもあるように、「令和時代」に適応したものになっている。

筆者である恩田剛氏は、裁判所書記官から、副検事を経て、検事に任官した後、簡易裁判所の裁判官として活躍（なお、現在は弁護士として活躍中）し、刑事裁判の知識経験が豊富な上、検察官と裁判官という異なる立場から、警察官が作成した書類と接してきた。

このような筆者が、警察官が書類を作成するに当たって感じる疑問や悩みを解決する書としてブロック式解説書を書き下ろし、多くの現場の警察官に愛用されてきた。

初版である前書は、筆者のこれまでの豊富な実務経験の集大成であり、捜査の第一線で活躍される警察官の疑問に対して、わかりやすく丁寧に解説した書であったところ、本書では、読者の意見を反映して、「送致書の各欄の記載の意味内容や記載例」についても丁寧に解説しているだけでなく、筆者が月刊誌「警察公論」で好評連載していたものの中から、特に実務で参考となるものを再編集した上で加筆掲載しており、警察官が必要かつ十分な書類を作成することができるだけでなく、警察官として必要な実務知識も習得することができる。

捜査の現場で日夜奮闘する、多くの警察官が愛用できる執務参考図書として、自信を持って推薦したい一冊である。

令和4年8月

東京区検察庁総務部長兼上席の検察官  
草山哲明

## 第2版はしがき

常日頃から捜査に携わっている捜査官の皆様であれば、お分かりかと思いますが、捜査書類には、実に様々なものがあります。

汗水流して捜査を遂げ、あれやこれやと捜査書類の書式や記載例を見ながら、ようやく、一件記録を作り上げた後、いざ、検察庁へ事件送致だ！ となったとしましょう。その段階で最後の砦として立ちはだかっているのが、送致書の記載なのです。

幸いにも、本書は、「ブロック式 捜査書類作成マニュアル ～捜査報告書・逮捕手続書・被害届・実況見分調書・供述調書～ 警察官証人尋問対策付」として、平成28年10月に発刊以来、現場の捜査官の皆さんからの好評を頂き、様々な捜査書類作成の場面でお役に立てて頂いているとの仄間に接し、編著者として大変感謝しているところです。

しかし、従前の捜査書類マニュアルでは、捜査書類の作成とは別に、その捜査書類をまとめた一件記録を検察庁へ送致する際に、その最前面に付けるべき送致書について、全く、触れていませんでした。

こうした中で、読者の皆様から、送致書の各欄の記載の意味内容や、記載例についても、解説して欲しい、という読者の声が聞かれるようになったことから、今回のブロック式捜査書類作成マニュアル第2版においては、第2編の第1章第1節において、送致書の記載についての解説をすることにしたわけです。

送致書は、まさに、捜査の結晶である一件記録の顔ともなるものです。それがどんな顔をしているのかによって、その記録の出来不出来が決まると言っても過言ではありません。

捜査主任官であるあなたの上司は、毎日、部下の指導と事件の決裁等に忙殺されています。その決裁時の記録の閲読一つをとっても、その量たるや捜査主任官の立場からは計り知れないものがあります。

そうした上司の決裁に欠かせないのが、この送致書なのです。

如何に簡にして要を得た記載がなされているか、この事件の捜査ポイントはどこにあるのか、捜査主任官は、警察を代表するものとして、この事件についてどのような処分を望んでいるのか、それは警察組織の意見として適切なのか、そうしたことが一目瞭然で分かる、それこそが最良の送致書であるわけです。

同じことは、その一件記録を受け取った主任検察官にとってもいうことができます。本書では、旧版の捜査書類作成に加え、この一件記録の顔である送致書の記載についても、若干の具体例を挙げて、ブロック式による解説を試みました。

捜査の現場で、それらの作成に悩む捜査官の皆さんのお役に少しでも立つことができれば、著者にとっては望外の喜びです。

また、今回は私が月刊誌「警察公論」で連載させて頂いたもの等から、特に実務の参考になりそうなものをピックアップし、再編集した上で見直して、掲載させて頂くこととしました。実務の参考になれば幸いです。

前作同様に、できる限り、分かり易く解説することに努めてまいりましたが、もとより力不足であるため、どこまでその目的を達成できたかは定かではありません。

今後は、読者の皆様からの御指摘、御叱正を頂き、さらに良いものにしていくように努力してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本書の出版に当たり、東京区検察庁総務部長兼上席の検察官である草山哲明先生から御指導・御助言を賜りました。

また、本書の企画・編集・校正等に関しましては、本年より、出版部と編集部が統合された、新生、編集部の馬場野武部長をはじめ、本山進也参与、下村大志係長等、立花書房の多くの方々にお世話になりました。この場をお借りして感謝申し上げます。

令和4年8月

前東京簡易裁判所判事、元東京地方検察庁検事  
弁護士 恩田 剛

## 推薦のことば

このたび、恩田剛裁判官によって、「捜査の目線と裁判の視点から見たブロック式捜査書類作成マニュアル」が立花書房から出版されることになった。

筆者は、裁判所書記官から副検事を経て検事に任官し、多数の難事件の捜査公判に携われ、刑事裁判の知識経験も豊富な現職の裁判官である。日頃から多数の警察官と接し、警察捜査の第一線を知り尽くしている。本書を読めば、捜査の第一線で苦勞する警察官に対する深い理解と思いやりを、筆者が検事や裁判官として経験した具体的エピソードと共に読み取ることができる。

言うまでもないことであるが、警察捜査において捜査書類の作成はとても重要である。検察官は、警察官が作成する捜査書類に基づき事件の概要とその証拠関係を把握し、事件の起訴、不起訴の処分を決する。そして、起訴した場合には、警察官が作成した捜査書類を裁判所に証拠として提出し、裁判官はこれら証拠に基づいて有罪、無罪を判断する。

このように捜査書類は、捜査公判において重要な役割を果たしているにもかかわらず、これまで捜査書類作成の基本をわかり易く解説した書は少なかったように思う。

本書は、筆者のこれまでの豊富な実務経験の集大成であり、捜査の第一線で活躍される警察官の疑問に対して、わかりやすく丁寧に解説した書である。

これを読めば、捜査書類の作成上留意しなければならない基本的事項がきちんと身につく、今後の捜査書類の作成に自信をもって臨むことができるようになると思う。

また、これまで警察官が証人として出廷する際の手続やその心得を解説した書は少なかったが、本書はこれらを解説した数少ない良書であり、これら証人出廷が予定される警察官の心強い味方となってくれるはずである。

本書は、「令状審査の視点から見たブロック式刑事事件令状請求マニュアル」、  
「令状審査の視点から見たブロック式交通事件令状請求マニュアル」に続くブロッ  
ク式マニュアルシリーズの第3作目であり、前2作と合わせ、座右の書として繰  
り返し活用することで、令状請求から捜査書類の作成に至るまで、警察官として  
必要な基本的知識を身につけることができるはずである。

本書が現場の第一線で活躍する警察官諸兄の良き友となることを信じ、推薦す  
る次第である。

平成 28 年 8 月

東京高等検察庁検事 秋元 豊

## はしがき

捜査というのは、とにかく身体を動かさないと話になりません。

現場にいき、証拠を集める、聞き込みをする、目撃者を捜し出して目撃状況を聴取する、被疑者を捕まえて取り調べる……私自身、検事時代に、公判のさなか、窃盗団の被告人が現場不在を主張していたところ、金で雇われた敵性証人が偽証により現場不在の主張を支えようとしていた疑いを突き止め、その信用性を弾劾する証拠を集めるために駆けずり回ったこともありましたし、現住放火が発生すれば、不燃建材の燃焼実験に立ち会い、この目で燃焼状況を確認し、殺人事件で被疑者が犯行状況について不自然な弁解をすれば、その不自然性を解明するために何度も現場に足を運びました。

こうして、身体を動かし汗を流して捜査をすると、その後につきまとうのが捜査書類の作成です。いくら身体を動かして汗を流して捜査をしても、それを捜査書類として記録にとどめなければ、捜査官同士の捜査情報の共有もできませんし、上司への報告もできません。また、検察庁への事件送致も、裁判官への令状請求も、略式請求も、公判請求も、何もできないと言っても過言ではありません。つまり、捜査書類を作らなければ捜査は前に進まないのです。

しかし、捜査書類の作成には、法令上の細かなルールもありますし、実務上の様々な行儀作法もあり、その作成に苦手意識を持っている若手捜査官も少なくないと思います。また、参考記載例などを見て一応の捜査書類を作っても、この記載は何のためにするものだろうか、果たしてこれで良いのだろうか、検事や裁判官は、これらの捜査書類をどんな視点から見ているのだろうかなど様々な疑問や不安を抱きつつも、日々の業務に負われ、捜査書類の記載例だけを見て、今まさに作成しなければならない書類について、必要な記載例だけを切り貼りするかのようにして作成しているということはないでしょうか。

また、捜査やその結果としての捜査書類の作成に携わる捜査官は、いつ、いかなる事件で、公判廷に証人としての出頭を求められるかわかりません。

証人として呼ばれるケースは決して多いものではありませんが、常に証人になる可能性と背中あわせで捜査を遂行していかなければならず、これは、もはや捜査官の宿命と言わざるをえません。

そこで、そんな捜査書類作成の悩みや証人になる可能性への不安に応え、記載内容の意味やなぜその記載が必要なのか、検事や裁判官はどこをどう見ているのかをわかりやすく解説し、普段の捜査書類の作成が迅速かつ適切にできるようにするために、また、仮に証人としての出頭要請があったとしても、捜査官として如何に対応すればよいか、その具体的な手続や証人尋問対策をお伝えし、その懸念を払拭してもらい、心置きなく自信をもって日頃の捜査に取り組んでいただければとの思いを込めて、この度、本書「捜査の目線と裁判の視点から見たブロック式捜査書類作成マニュアル」を作成しました。

私自身の力量不足から、どこまでその目的を達することができたのかは、真に心許ないところではあります。

ただ本書が、多くの捜査関係者の方々にとって、少しでもお役に立つことができるのであれば、筆者としてこれに勝る喜びはありません。

最後になりましたが、本書の出版に当たり、裁判所及び検察庁のいずれにおいても、私の大先輩である東京高等検察庁の秋元豊検事に貴重な御意見、御助言を賜りました。

また、本書の企画・編集・校正等に関しまして、立花書房出版部馬場野武部長をはじめ、同部の濱崎寛美係長や本山進也参与等、多くの方々に、お世話になりました。

この場をお借りして、感謝申し上げます。

平成 28 年 8 月

柏崎簡易裁判所判事 恩田 剛

## 〈本書の基本的コンセプト〉

### 1 ブロック式による捜査書類起案上の速やかな疑問の解消

日々、多忙な捜査に携わる捜査関係者等が捜査書類について、スムーズな処理ができるよう、第2編の捜査書類・起案編においては、捜査書類（捜査報告書以外）と捜査報告書に区分した上、それぞれの書類の記載例を冒頭に置き、それぞれの記載箇所をブロック化して分類しました。

そして、それらのブロックをA、B、Cなどとした上で、（ブロックA:P.○）として、ブロックの後のコロンの右に本書のブロックごとの解説をしたページを示し、各捜査書類記載の箇所から、調べたい場所を検索できるようにしました。

そして、そこに、各種捜査書類の起案上の実務的な留意点等について、捜査の目線と、裁判（令状審査、略式命令の書面審理、公判審理等）の各視点から解説しました。

詳しくは、本書の使い方（XIII ページ）を御覧ください。

### 2 検察官、裁判官を経験したから分かる逮捕手続の解説

現行犯逮捕や緊急逮捕、犯罪事実の記載等、実務的に重要な部分については、「警察公論」に連載させて頂いたものをベースとした、実務的な解説を別途付けました。

いずれも各種の現場での実際の経験を元にしたもので、分かりやすく、ためになるものになったかと思います。

### 3 警察官（捜査官）の証人尋問対策

常日頃から、捜査に携わり、毎日のように捜査書類を作成している警察官・捜査官は、その書類作成に関し、いついかなるときに証人として法廷への出頭を求められるか分かりません。

そのようなケースは決して多いものではありませんが、捜査を仕事としている以上、誰もがその可能性を持っていると言えます。

本書は、こうした証人出廷のリスクに対する不安を解消し、もし万が一証人出廷を求められたとしても、まず要請があったとき、どのように対応したらよいのか、公判審理において警察官証人尋問はどのような位置付けにあるのか、尋問当日はどのようにしたらよいのか、検察官との連絡はどうすればよいのか、尋問での受け答えはどうしたらよいのかなど、筆者の裁判官として、検事として、書記官として、そして証人尋問を実際に受けた証人として、様々な経験を基にあらゆる観点から、解説しアドバイスをするという類書に例を見ない警察官を中心とした証人尋問・対策編を第4編として用意しました。

### 4 実務と理論の橋渡し

捜査書類・起案編、逮捕関係・解説編、証人尋問・対策編のいずれにおいても、本書の各解説に当たっては、筆者の経験を踏まえた実務上の留意点に加え、なぜそのような点に留意すべきなのかといった理論面や、少し細かくなりますが、それぞれの法律上の理論や根拠等を解説するようにしており、実務を通して理論の理解にもつながるようにと考えております。

# 本書の使い方

## 第1 本書の構成

本書は、以下のように構成されています。

- 第1編 捜査書類 総論編
- 第2編 捜査書類 起案編
- 第3編 逮捕関係 解説編
- 第4編 証人尋問 対策編

そのうち、**本書の最大の特色であるブロック式による解説**（その説明はこの後にします。）**をしているのは、第2編 捜査書類・起案編**です。

第2編の捜査書類・起案編は、

### 第1章 捜査書類（捜査報告書以外）

- 第1節 送 致 書
- 第2節 逮捕手続書
- 第3節 被 害 届
- 第4節 実況見分調書
- 第5節 供 述 調 書

### 第2章 捜査報告書

- 第1節 概 説
- 第2節 捜査の端緒及び経緯に関する報告書
- 第3節 犯罪事実に関する報告書
- 第4節 捜査の適法性に関する報告書
- 第5節 その他の報告書

で構成されており、各捜査書類が、「概説」と「ブロック式による解説」に分かれています。

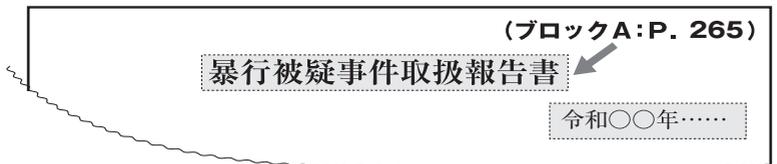
## 第2 捜査書類・起案編における「ブロック式」

### 1 各書類書式のブロックについて

捜査書類・起案編の「ブロック式」のブロックとは、各捜査書類の記載例の部分、部分をそれぞれブロック化して、そのブロックごとにA、B、Cと符号を付した上、本書の該当ページを示したものをいいます。

例えば、捜査報告書（事件取扱・暴行）の記載例（本書 263 ページ）の一部を下図に示しましたので、ご覧ください。

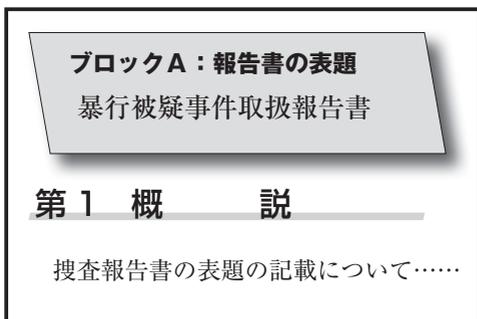
#### 第1 捜査報告書（事件取扱・暴行）



この記載で、「(ブロックA:P.265)」とありますが、これは、暴行被疑事件を取り扱った警察官が、捜査の端緒に関する報告書として作成したものの「表題」に関する部分であり、これをひとかたまりとして、「ブロックA」としています。

そして、この「ブロックA」の解説について記載した本書の該当ページを「ブロックA」の後に「:P.265」として示しています。

## 2 ブロック式の解説部分について



次に、この「ブロックA:P.265」の該当ページである本書265ページを見ると、左の図のようになっています。

このように、ブロックごとに、該当する記載について、概説や実務上の留意点などが解説されています。

こうして各ブロックの該当ページを見ていただければ、一目で今まさに起案中で知りたい記載箇所の解説を見ることができるようになっています。

また、各ブロックを、さらに小さなブロックとして、ブロック(a)、ブロック(b)、ブロック(c)などと分けて記載しているところもあります(本書276ページ参照)。

このような記載については、大きなブロックの中で、さらに細かい分析が必要な場合に使われています。

### 第3 証人尋問・対策編について

---

最後に、本書のもう一つの特徴として、類書に例をみない、警察官や捜査官のための証人尋問・対策編があります。

こちらは、証人尋問の概説、公判審理の流れと証人尋問の位置付け、証人として準備すべきこと、検察官の証人テストにおいて実際に行われること、本番の証人尋問前の手続や証人としての受け答えに当たって留意すべき点などを、筆者の経験も踏まえて、実務に即した解説をしています。

---

# 目 次

---

第2版推薦のことば  
第2版はしがき  
推薦のことば  
はしがき  
本書の基本的コンセプト  
本書の使い方

## 第1編 捜査書類 総論編

### 第1章 捜査書類とは

- 第1 捜査書類とは ..... 4
- 第2 捜査書類は様々な顔を持ち、その顔つきを変える ..... 6
- 第3 捜査書類にはいかなるものがあるか ..... 9

### 第2章 捜査書類作成のための証拠法の理解

- 第1 証拠とは ..... 12
- 第2 捜査書類と証拠との関係 ..... 12
- 第3 証拠、証拠と言いますが..... ..... 14
- 第4 事実、事実とは言っても..... ..... 16

### 第3章 捜査書類作成のための伝聞証拠の理解

- 第1 伝聞証拠とは ..... 22
- 第2 捜査書類は、全てが伝聞証拠 ..... 24
- 第3 伝聞証拠としての性質からみた警察官が作成に関わる捜査書類 .. 25

## 第2編 捜査書類 起案編

### 第1章 捜査書類

#### 第1節 送致書

第1 事件送致及び送致書とは	32
第2 送致書の項目	33
<b>ブロックA</b> ：身柄等の別欄	38
<b>ブロックB</b> ：担当検察官の配てん欄	39
<b>ブロックC</b> ：表題欄	40
<b>ブロックD</b> ：送致番号・送致日欄	41
<b>ブロックE</b> ：宛先検察官欄	42
<b>ブロックF</b> ：送致者名欄	44
<b>ブロックG</b> ：罪名罰条欄	45
<b>ブロックH</b> ：被疑者氏名等欄	47
<b>ブロックI</b> ：前科照会欄	51
<b>ブロックJ</b> ：身上照会欄	52
<b>ブロックK</b> ：逮捕の日時欄	53
<b>ブロックL</b> ：身柄連行の別欄	55
<b>ブロックM</b> ：捜査主任官欄	56
<b>ブロックN</b> ：犯罪発覚の端緒欄	57
<b>ブロックO</b> ：余罪の有無欄	59
<b>ブロックP</b> ：関連事件等欄	60
<b>ブロックQ</b> ：犯罪事実等欄	61
第3 送致書の情状意見	72
第3の1 万引き窃盗の場合	85
第3の2 傷害の場合	91

第3の3	公然わいせつの場合	96
第3の4	銃刀法違反の場合	100
第3の5	覚醒剤使用の場合	104
<b>第2節 逮捕手続書</b>		
第1	概 説	108
第2	証拠の性質と起案のための心構え	108
第3	現行犯人逮捕手続書 ブロック式解説	110
	<b>ブロックA</b> ：被疑者の特定	112
	<b>ブロックB</b> ：逮捕の年月日時	114
	<b>ブロックC</b> ：逮捕の場所	115
	<b>ブロックD-1</b> ：現行犯人と認めた理由	117
	<b>ブロックD-2</b> ：事実の要旨	119
	<b>ブロックE</b> ：逮捕時の状況	120
	<b>ブロックF</b> ：証拠資料の有無	121
第4	緊急逮捕手続書 ブロック式解説	123
	<b>ブロックD</b> ：罪名、罰条欄	127
	<b>ブロックE</b> ：被疑事実の要旨	128
	<b>ブロックF</b> ：嫌疑が充分な理由	129
	<b>ブロックG</b> ：急速を要した理由	131
	<b>ブロックH</b> ：逮捕時の状況	132
	<b>ブロックI</b> ：証拠資料の有無	132
<b>第3節 被害届</b>		
第1	概 説	133
第2	証拠法上の位置づけ	134

第3 被害届 ブロック式解説 .....	136
<b>ブロックA</b> ：被害届の届出年月日 .....	138
<b>ブロックB</b> ：被害届の宛先 .....	139
<b>ブロックC</b> ：届出人住居・氏名等 .....	139
<b>ブロックD</b> ：罪    名 .....	142
<b>ブロックE</b> ：被害者の住居・氏名等 .....	142
<b>ブロックF</b> ：被害の年月日時 .....	143
<b>ブロックG</b> ：被害の場所 .....	143
<b>ブロックH</b> ：被害の模様 .....	144
<b>ブロックI</b> ：被害金品・品名 .....	145
<b>ブロックJ</b> ：被害金品・数量 .....	146
<b>ブロックK</b> ：被害金品・時価 .....	146
<b>ブロックL</b> ：被害金品・特徴 .....	147
<b>ブロックM</b> ：被害金品・所有者 .....	148
<b>ブロックN</b> ：犯人の住居・氏名、特徴等 .....	149
<b>ブロックO</b> ：参考事項等 .....	150
<b>ブロックP</b> ：警察官の代書 .....	150
Column アドヴァンス・ポイント .....	152

## 第4節 実況見分調書

第1 概    説 .....	155
第2 証拠法上の位置づけ .....	155
第3 実況見分調書作成に当たっての注意点 .....	156
第4 実況見分調書 ブロック式解説 .....	158
<b>ブロックA</b> ：実況見分の日時 .....	161
<b>ブロックB</b> ：場所、身体又は物欄 .....	162
<b>ブロックC</b> ：実況見分の目的 .....	164
<b>ブロックD</b> ：立会人欄 .....	166
<b>ブロックE</b> ：現場の位置欄 .....	167
<b>ブロックF</b> ：現場付近の状況欄 .....	168
<b>ブロックG</b> ：現場の状況欄 .....	170

## 第5節 供述調書

第1 被疑者供述調書（身上）	172
第1の1 身上調書 ブロック式解説	176
<b>ブロックA</b> ：人定事項欄	178
<b>ブロックB</b> ：供述拒否権告知欄	180
<b>ブロックC</b> ：出生地、位記・勲章・年金・前科、学歴欄	182
<b>ブロックD</b> ：経歴欄	185
<b>ブロックE</b> ：親族関係欄	186
<b>ブロックF</b> ：資産・収入関係欄	187
<b>ブロックG</b> ：趣味・嗜好欄	188
<b>ブロックH</b> ：健康状態欄	189
<b>ブロックI</b> ：暴力団関係欄	190
第2 被疑者供述調書（罪体）	191
第2の1 罪体調書（住居侵入・窃盗） ブロック式解説	195
<b>ブロックC1</b> ：冒頭総括部分	199
<b>ブロックC2</b> ：犯行に至る経緯1	202
<b>ブロックC3</b> ：犯行に至る経緯2	204
<b>ブロックC4</b> ：犯行状況1（住居侵入部分）	205
<b>ブロックC5</b> ：犯行状況2（窃盗部分）	207
<b>ブロックC6</b> ：事実関係確認（日時場所）	211
<b>ブロックC7</b> ：被害金品	214
第2の2 罪体調書（詐欺） ブロック式解説	217
<b>ブロックC1</b> ：冒頭総括部分	221
<b>ブロックC2</b> ：犯行に至る経緯	222
<b>ブロックC3</b> ：犯行状況1（最初の注文）	224
<b>ブロックC4</b> ：犯行状況2（追加注文）	228
<b>ブロックC5</b> ：事実関係確認（日時場所）	229

第2の3 罪体調書（恐喝）	ブロック式解説	230
<b>ブロックC1</b>	冒頭総括部分	233
<b>ブロックC2</b>	犯行に至る経緯	234
<b>ブロックC3</b>	犯行状況	235
<b>ブロックC4</b>	犯行後の状況	239
<b>ブロックC5</b>	事実関係確認（日時場所等）	239
第2の4 罪体調書（傷害）	ブロック式解説	241
<b>ブロックC1</b>	冒頭総括部分	245
<b>ブロックC2</b>	犯行に至る経緯1（被害者との関係）	246
<b>ブロックC3</b>	犯行に至る経緯2（犯行の直接の原因）	247
<b>ブロックC4</b>	犯行状況等	248
<b>ブロックC5</b>	犯行後の状況	253
<b>ブロックC6</b>	事実関係確認（日時場所、傷害結果）	254

## 第2章 捜査報告書

### 第1節 概 説

第1	はじめに	256
第2	捜査報告書とは	257
第3	捜査報告書の機能	258
第4	捜査報告書の証拠能力とその活用場面	260

### 第2節 捜査の端緒及び経緯に関する報告書

第1	捜査報告書（事件取扱・暴行）	ブロック式解説	263
----	----------------	---------	-----

<b>ブロックA</b>	：報告書の表題	265
<b>ブロックB</b>	：作成年月日	268
<b>ブロックC</b>	：報告書の宛先	268
<b>ブロックD</b>	：作成者署名押印欄	269
<b>ブロックE</b>	：報告書の前文	271
<b>ブロックF</b>	：被疑者・被害者の特定	272
<b>ブロックG</b>	：取扱いの端緒	275
<b>ブロックH</b>	：取扱いの経過	275

第2	捜査報告書（職務質問・住侵）	ブロック式解説	279
----	----------------	---------	-----

<b>ブロックA</b>	：報告書の表題	281
<b>ブロックB</b>	：作成年月日	281
<b>ブロックC</b>	：報告書の宛先	281
<b>ブロックD</b>	：作成者署名押印欄	281
<b>ブロックE</b>	：報告書の前文	282
<b>ブロックF</b>	：発生日時場所による事件の特定	282
<b>ブロックG</b>	：被質問者の特定	282
<b>ブロックH</b>	：職務質問の状況	283
<b>ブロックI</b>	：措 置	286

第3 捜査報告書(被害者聴取・恐喝) ブロック式解説	288
<b>ブロックF</b> : 発生日時場所による事件の特定	290
<b>ブロックG</b> : 被害者及び被害金品	290
<b>ブロックH</b> : 被害者からの聴取内容	291
<b>ブロックI</b> : 捜査状況	294
Column 無冠の勲章	296

### 第3節 犯罪事実に関する報告書

第1 捜査報告書(犯罪事実関係・被害品発見) ブロック式解説	300
<b>ブロックF</b> : 被害品の発見経緯	302
<b>ブロックG</b> : 措置	304
第2 捜査報告書(被疑者判明・強盗) ブロック式解説	305
<b>ブロックF</b> : 捜査経緯	307
<b>ブロックG</b> : 被疑者の判明	311
第3 捜査報告書(被害時刻特定・侵入盗) ブロック式解説	312
<b>ブロックF</b> : 捜査内容	314
<b>ブロックG</b> : 本件被害時間の特定	316
第4 捜査報告書(引き当たり・詐欺) ブロック式解説	317
<b>ブロックF</b> : 引き当たりの内容	319

### 第4節 捜査の適法性に関する報告書

第1 捜査報告書(緊急逮捕・強盗) ブロック式解説	322
<b>ブロックF</b> : 緊急逮捕に至るまでの経過	324
<b>ブロックG</b> : 措置	326

第2 捜査報告書(採尿状況・覚醒剤) ブロック式解説 .....	327
<b>ブロックF</b> : 採尿経緯及び採尿状況 .....	329
<b>ブロックG</b> : 措        置 .....	331
第3 捜査報告書(口腔内細胞採取・強制性交等) ブロック式解説 .....	332
<b>ブロックF</b> : 領置経緯 .....	334
<b>ブロックG</b> : 措        置 .....	336
第5節 その他の報告書	
第1 捜査報告書(被疑者の住居・侵入盗) ブロック式解説 .....	337
<b>ブロックF</b> : 被疑者住居の捜査経緯 .....	339
<b>ブロックG</b> : 被疑者の住居についての認定 .....	341
第2 捜査報告書(逮捕状更新・殺人) ブロック式解説 .....	342
<b>ブロックF</b> : これまでの捜査経過 .....	344
<b>ブロックG</b> : 今後の捜査 .....	347
<b>ブロックH</b> : 7日を超える有効期間の必要 .....	348
第3 捜査報告書(被疑者写真・特殊詐欺) ブロック式解説 .....	349
<b>ブロックF</b> : 捜査経緯 .....	350
第4 捜査報告書(逮捕状数通発付・恐喝) ブロック式解説 .....	352
<b>ブロックF</b> : 捜査経緯 .....	354
<b>ブロックG</b> : 執行場所と必要通数 .....	355
Column  捜索差押え、施錠破壊時に注意! .....	356

## 第3編 逮捕関係 解説編

### 第1章 現行犯逮捕

#### 第1節 現行犯逮捕の理論と現行犯人逮捕手続書

- 第1 はじめに ..... 362
- 第2 まずは現行犯人逮捕の理論から ..... 363
- 第3 そして、現行犯人逮捕手続書の書き方へ ..... 371
- 第4 おわりに ..... 373

### 第2章 緊急逮捕

#### 第1節 分かりやすく説得力のある緊急逮捕状請求

- 第1 はじめに ..... 378
- 第2 まずは緊急逮捕の理論の基本から ..... 379
- 第3 緊急逮捕手続書の起案 ..... 389
- 第4 緊急逮捕状請求書の起案 ..... 410
- 第5 おわりに ..... 420

## 第4編 証人尋問 対策編

### 第1章 警察官（捜査官）証人尋問 概説

はじめに .....	426
第1 証人尋問とは .....	429
第2 証人尋問と捜査官の関係 .....	430

### 第2章 警察官（捜査官）証人尋問 対策と実践

はじめに .....	432
------------	-----

#### 第1節 公判手続の流れと証人尋問の位置付け

第1 公判手続の概要 .....	433
第2 各手続の段階における証人尋問に関連する事項 .....	434

#### 第2節 証人としての出頭要請とその対応

第1 証人としての出頭要請 .....	440
第2 証人としての出頭要請とその対応 .....	442

#### 第3節 検察官による証人テスト

第1 検察官による証人テストの意味と法的根拠 .....	445
第2 証人テストを実施する時期 .....	446
第3 証人テストの方法 .....	447
Column 気を回し過ぎた証人 .....	449

#### 第4節 証人尋問当日の準備、手続と証言の要領等

第1 証人尋問当日の準備 .....	452
第2 証人台に立つ前の諸手続 .....	456
第3 証人尋問 .....	457
第4 証人尋問本番と証言の仕方など .....	459

#### 第5節 証人尋問後の措置

第1 尋問終了後の在廷の可否 .....	465
第2 検察官との事後連絡等 .....	465
第3 警察内部における報告 .....	466

# 第1編

## 捜査書類 総論編

第1章 捜査書類とは

第2章 捜査書類作成のための証拠法の理解

第3章 捜査書類作成のための伝聞証拠の理解

# 第1章

## 捜査書類とは

- 第1 捜査書類とは
- 第2 捜査書類は様々な顔を持ち、その顔色を変える
- 第3 捜査書類にはいかなるものがあるか

## 第1 捜査書類とは

犯罪事実を証明する証拠には、

「物証」(凶器、薬物、遺留品等)

「人証」(被害者、目撃者、参考人等)

「書証」(被害届、実況見分等)

がありますが、物証は、写真撮影報告書や鑑定書等に、人証は、供述調書や供述書にそれぞれ形を変えて書証として一件記録の一部となります。

つまり、ほとんど全ての証拠が、書証なのです。

また、犯罪事実の証明に直接役立つ証拠だけでなく、被疑者の身上関係、前科前歴関係、捜査の経過や適法性を示す逮捕手続書、押収関係書類、その他の捜査報告書、さらには一件記録を送致する送致書に至るまで捜査に関するあらゆるものが書面であり、捜査書類ということになります。

したがって、捜査書類の作成なくして、捜査活動も、犯罪の立証も、事件送致も何もできないということになります。

このように重要な捜査書類ですが、これを扱う前に、まず、その定義を見てみましょう。

捜査書類のような複数の単語からできている言葉は、最少単位の単語ごとに分解して考えると分かりやすいものです。

捜 査 書 類 = 捜 査 + 書 類

**捜査**とは、「犯罪が発生したと思料するとき、公訴の提起・維持・遂行のために、その犯罪を犯した疑いのある者を探索・発見し、必要な証拠を発見・収集・保全する手続」です。

**書類**とは、一般的には「文書や書き付けの総称」などと言われています。

※ なお、これは刑法上の文書の定義ですが、文書とは「文字又はこれに代わる可視的・可読的符号を用い、ある程度永続すべき状態において、特定人の意思又は観念を表示した物体を言い、その表示の内容が、法律上又は社会生活上重要な事項に関する証拠となりうるもの。」旨とされており、書類の法律上の定義を考える上で参考になります。

つまり、捜査書類とは、犯罪者の探索・発見、証拠の発見・収集・保全の手續に関する文書や書き付けの総称ということになります。

## 第2章

# 捜査書類作成のための証拠法の理解

- 第1 証拠とは
- 第2 捜査書類と証拠との関係
- 第3 証拠、証拠と言いますが……
- 第4 事実、事実とは言っても……

## 第1 証拠とは

証拠とは、刑事訴訟法 317 条に「事実の認定は証拠による。」と定められているところからも分かるように、ある事実が存在するかどうかを認めるための資料のことを指します。

この 317 条にいう事実の認定をする主体は、基本的には裁判官であるわけですが、公判に至る以前においても、結局は、裁判官に事実を認定してもらうことを予定している資料については、裁判官と同じ視点で、その資料で事実が認定できるかを見極める必要があるということになるわけで、そうすると、317 条は、捜査官にとっても同じ尺度になると言えます。

## 第2 捜査書類と証拠との関係

「捜査書類」は、将来の公判において、被告人の「有罪認定のための証拠」になりうるわけですが、書類なら、なんでもかんでも公判の証拠となる、わけではありません。

「捜査書類」 = 「公判の証拠」 の関係にあるのではなく、  
「捜査書類」 > 「公判の証拠」 となるのが通常です。

例えば、捜査復命書、内偵捜査報告書など、捜査資料として捜査官が組織的に動くときの捜査情報の共有のために使われるだけのものもありますし、逮捕状の必要性に関する報告書などのように、令状請求の段階で疎明資料としてのみ使われるものもあります。

これらの捜査書類は、事実認定や罪体立証の役に立たず、よほどのことがない限り、公判で証拠として使われることのないものです。

また、公判の証拠となりうるものでも、公判で争点のための立証に必要ななければ、公判に証拠として提出されないものもあります。

例えば、取調状況報告書などは、被告人の自白調書の信用性が争われたときなどに、公判に提出されることはありますが、通常、公判で証拠として使われることはありません。

また、窃盗の被害品の写真についても、例えば、被害品（確認）写真撮影報告書として、被害者立ち会いの下で被害品確認の際に撮影した報告書があるほか、被疑者が任意提出した際の写真撮影報告書、被害現場で撮影した被害品に関する写真など、複数ある場合で、証拠品を示すために写されたものであれば、証拠として重複しますので、最もよく写っているもの、複数点の被害品がある場合は、現場でまとめて写したようなポラロイドではなく、一個一個丁寧に写してある被害品（確認）写真撮影報告書が、公判用に使われることが多いのではないかと思います。

## 第3章

# 捜査書類作成のための伝聞証拠の理解

- 第1 伝聞証拠とは
- 第2 捜査書類は、全てが伝聞証拠
- 第3 伝聞証拠としての性質からみた警察官が作成に関わる捜査書類

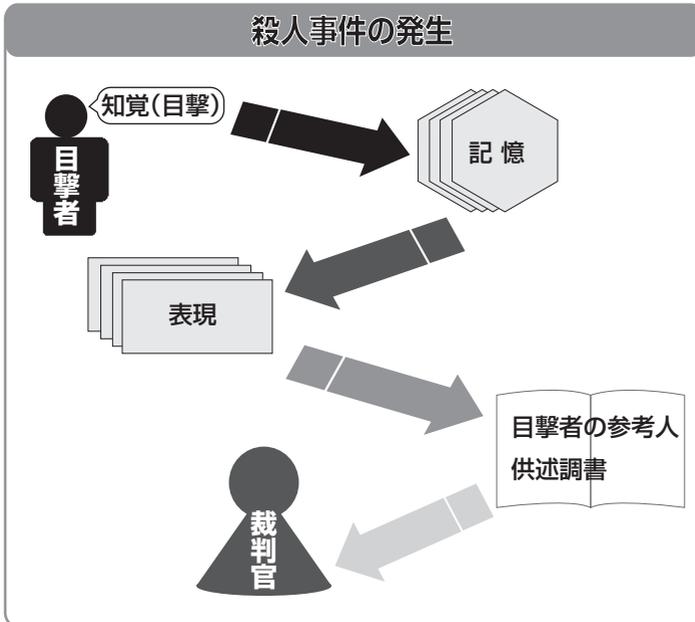
## 第1 伝聞証拠とは

**伝聞証拠**とは、諸説ありますが、一般的には「**裁判官の面前で反対尋問を経ない供述証拠**」と定義されています。

このような証拠を、そのまま証拠に用いると事実の認定を誤るおそれがあるので、原則として証拠能力（証拠となる資格）を認めないこととした法則を伝聞法則といいます。

さて、なぜ、伝聞証拠（そもそも伝聞証拠は、英米法の「hear-say evidence」（伝え聞いた証拠）に由来します。）は、そのまま用いると事実の認定を誤るおそれがあるのでしょうか。

その証拠の生成から裁判官に伝わるまでのプロセスについて、目撃者の参考人供述調書を前提に、以下に図にしてみました。



上記の図を基に、伝聞証拠について見てみます。

まず、殺人事件が発生し、それを目撃（知覚）した目撃者がいますが、この目撃（知覚）の時点で、すでに「見誤り」や「勘違い」があるかもしれません。

次に、目撃者は、その目撃した事実を記憶します。

しかし、記憶というのは、時間の経過とともに、変容したり、希薄化したりします。

そこで、記憶の過程で、目撃した事実と食い違いが生ずるおそれもあります。

さらには、その記憶した内容を記憶どおりに表現できているか、その使った言葉は記憶を正確に表すものかという観点から、表現において誤りが混入するおそれもあります。

最後に、それが供述書や供述録取となってあらわれてくるときに、目撃者の表現が正確に記載されているかという観点から誤りが生ずるおそれもあります。

このように、目撃者の参考人供述調書一つをとってみても、その供述内容が裁判官に伝わるまでの間に、様々な誤りの生ずるおそれがあるわけです。

こうした供述証拠の誤りの生ずるおそれのある性質から、そもそも信用性が低い証拠類型として、原則として、一律にその証拠能力を認めないとされているのです。

# 第2編

## 捜査書類 起案編

第1章 捜査書類

第2章 捜査報告書

# 第1章

## 捜査書類

### 第1節 送致書

- 第1 事件送致及び送致書とは
- 第2 送致書の項目
- 第3 送致書の情状意見
  - 第3の1 万引き窃盗の場合
  - 第3の2 傷害の場合
  - 第3の3 公然わいせつの場合
  - 第3の4 銃刀法違反の場合
  - 第3の5 覚醒剤使用の場合

### 第2節 逮捕手続書

- 第1 概 説
- 第2 証拠の性質と起案のための心構え
- 第3 現行犯人逮捕手続書 ブロック式解説
- 第4 緊急逮捕手続書 ブロック式解説

### 第3節 被害届

- 第1 概 説
- 第2 証拠法上の位置づけ
- 第3 被害届 ブロック式解説

### 第4節 実況見分調書

- 第1 概 説
- 第2 証拠法上の位置づけ
- 第3 実況見分調書作成に当たっての注意点
- 第4 実況見分調書 ブロック式解説

### 第5節 供述調書

- 第1 被疑者供述調書（身上）
  - 第1の1 身上調書 ブロック式解説
- 第2 被疑者供述調書（罪体）
  - 第2の1 罪体調書（住居侵入・窃盗） ブロック式解説
  - 第2の2 罪体調書（詐欺） ブロック式解説
  - 第2の3 罪体調書（恐喝） ブロック式解説
  - 第2の4 罪体調書（傷害） ブロック式解説

# 第1節 送致書

## 第1 事件送致及び送致書とは

刑訴法 246 条本文は、「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」と定めています。

これが、まさに「**事件送致**」です。

つまり、司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査しますが（刑訴法 189 条 2 項）、この捜査について一応の結果を出し事件として検察官に送る、ということです。

そして、事件送致に当たっては、書類と証拠物を検察官に送りますが、そのいわば頭書きに当たるのが**送致書**ということになります。

犯罪捜査規範 195 条には「事件を送致又は送付するに当たっては、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書又は送付書を作成し、関係書類及び証拠物を添付するものとする。」と定められています。

これが、送致（付）書（以下、単に「送致書」という。）に、犯罪事実と犯罪の情状等に関する意見を記載する法令上の根拠になります（なお、近時「犯罪の情状等に関する意見」の部分は、「別紙参照」として（レ点による）チェックシート式を採用しているところが多いですが、本書では基本を説明した上で、チェックシートにも触れます。）。

この法令上の根拠がある限り、これを記載せずに、送致書の完成はありえませんが、事件を検察官に送致するための決裁が下りることもありません。

また、送致書の表紙は、事件の送致を受けた検察官が最初に目にする部分ですので、事件名や被疑者氏名、身柄の有無などの重要な情報が一目で分かるように作られているほか、その裏面又は次のページには、犯罪発覚の端緒、余罪の有無、関連事件等の情報のほかに、送致事件の犯罪事実と、次章で解説する犯罪の情状等に関する意見（以下、犯罪事実も含めて、特に、ことわりのない限り単に「情状意見」という。）を記載することになっています。

要するに、送致書というのは、次章で解説する情状意見を含めて検察官に送致される事件の顔であり、また、事件送致前に、警察内部における決裁官に対する説明ペーパーでもあるのです。

この送致書1枚を読んだだけで、その送致に係る事件がどんな事件なのか、被疑者はどんな人間なのか、この事件の問題点は何かが直ちに分かる、それらの事件に関する情報が一発で分かるということ、これが送致書に求められている役割であり、それさえできていれば送致書としては申し分ありません。

それらの事件の情報の中でも、特に、次章で解説する「情状意見」は事件の自身を、決裁官や検察官に把握してもらうためにはとても重要ですが、まずは、送致に係る事件の表紙部分の記載、これができなければ何も始まりません。

本章は、この送致書の表紙部分、つまり、送致先の宛名、事件名や被疑者氏名等といった記載や事件送致それ自体について基本に立ち返ってみるとともに、検察官からみても丁寧で行き届いたワンランク上の事件送致とはどういうものかを見ていきたいと思えます。

## 第2 送致書の項目

---

本書では、刑事令状請求マニュアルでお馴染みのブロック式により、送致書の項目を分けて解説していきますが、その項目は次のようなものになります。

## 第2章

# 捜査報告書

### 第1節 概 説

- 第1 はじめに
- 第2 捜査報告書とは
- 第3 捜査報告書の機能
- 第4 捜査報告書の証拠能力とその活用場面

### 第2節 捜査の端緒及び経緯に関する報告書

- 第1 捜査報告書（事件取扱・暴行） ブロック式解説
- 第2 捜査報告書（職務質問・住侵） ブロック式解説
- 第3 捜査報告書（被害者聴取・恐喝） ブロック式解説

### 第3節 犯罪事実に関する報告書

- 第1 捜査報告書（犯罪事実関係・被害品発見） ブロック式解説
- 第2 捜査報告書（被疑者判明・強盗） ブロック式解説
- 第3 捜査報告書（被害時刻特定・侵入盗） ブロック式解説
- 第4 捜査報告書（引き当たり・詐欺） ブロック式解説

### 第4節 捜査の適法性に関する報告書

- 第1 捜査報告書（緊急逮捕・強盗） ブロック式解説
- 第2 捜査報告書（採尿状況・覚醒剤） ブロック式解説
- 第3 捜査報告書（口腔内細胞採取・強制性交等） ブロック式解説

### 第5節 その他の報告書

- 第1 捜査報告書（被疑者の住居・侵入盗） ブロック式解説
- 第2 捜査報告書（逮捕状更新・殺人） ブロック式解説
- 第3 捜査報告書（被疑者写真・特殊詐欺） ブロック式解説
- 第4 捜査報告書（逮捕状数通発付・恐喝） ブロック式解説

# 第1節 概 説

## 第1 はじめに

令状審査をしていると、実に様々な捜査報告書を目にします。

捜査報告書を書式の定型性からみた場合、捜査書類基本書式例や犯罪捜査規範の別記様式によって定められているもの（例：遅延事由報告書、取調べ状況報告書、余罪関係報告書等）もありますが、その外のほとんどの捜査報告書は、一般に、特に何か書式が決まっているわけではなく、こう書かなければならないというルールも明確に定められているわけではありません。

だからこそ、その作成に当たって迷ってしまうということがあるのではないのでしょうか。

そして、どうしても以前と同じような事件の報告書に無理矢理合わせて作成しようとしてしまうことはないでしょうか。

しかし、形式にこだわってはいは、不必要な記載をすることになってしまったり、逆に必要な記載を落としてしまったりということもあります。

結局、**サイズの違う容器にサイズの違う中身を容れようとしてもきちんと入りきらない**のは当然と言えます。

本書では、そのような現場の捜査官が頭を痛めている捜査報告書の作成について、その意義、性質、機能、作成要件、作成要領等について概観し、さらに、その種類ごとに分類した上で、ブロック式による解説をすることとします。

## 第2 捜査報告書とは

捜査報告書も捜査書類と同様に、二つの単語からできている言葉ですので、単語ごとに分解してみます。

捜査報告書 = 捜査 + 報告書

**捜査**の定義については、既に、捜査書類の概説のところでも述べたとおりです(本書4ページ参照)。

**報告書**とは、ある任務を与えられた者(捜査官)が、その任務の経緯や結果をなどについて、上司等に告げ、知らせる書面のことを言います。

つまり、捜査報告書とは、捜査の経緯や結果等について、上司等(通常は、警察署長あて)に告げて知らせる書面ということになります。

なお、この捜査報告書の定義の中に出てくる、「捜査の経緯や結果等」及び「上司等」については、以下のように理解すべきであると思われます。

「捜査の経緯」 = 捜査の端緒、状況、経過など

「捜査の結果」 = 被疑者の判明、目撃者や証拠物の発見など捜査によって得られた事柄など

「上司等」 = 内部的には、警察署長(書面に現れる形式的な報告宛先)のほか捜査指揮をする直属の上司等を指しますが、令状請求の疎明資料や公判請求の証拠資料となれば、実質的な宛先には検察官や裁判官も含まれます。ただし、捜査中に作成されるものなので、宛先の記載に当たっては、常に警察署長等の警察内部の上司となります。

# 第3編

## 逮捕關係 解説編

第1章 現行犯逮捕

第2章 緊急逮捕

# 第1章

## 現行犯逮捕

### 第1節 現行犯逮捕の理論と現行犯人逮捕手続書

- 第1 はじめに
- 第2 まずは現行犯逮捕の理論から
- 第3 そして、現行犯人逮捕手続書の書き方へ
- 第4 おわりに

# 第1節 現行犯逮捕の理論と現行 犯人逮捕手続書

## 第1 はじめに

身柄拘束を含む強制捜査というのは、捜査において重大な人権侵害を伴う形で行使されるものですから、法令に基づいた厳しい要件をクリアしなければなりません。

そして、時に、法令に適しない、必要性が認め難いなどの理由から、その強制捜査の適法性が認められず残念な結果に終わってしまうこともあります。

このような結果にならないためにも、警察学校で学んだ刑訴法や捜査手続の教科書に書いてある理論を、単なる理論として覚えるだけでなく、実務に直結させていくことがとても重要だと思います。

そこで、本節では、現行犯逮捕の理論について図解を使って紐解き、その理論の一つひとつが現行犯人逮捕手続書のどこに反映されているのかを解説することにより、「こう考えれば、逮捕手続書はスラスラ書けるんだな。」ということを実感してもらえればという思いを込めて、筆を進めていきたいと思います。

なお、本節では、比較的軽微な万引き事案をもとに、「現行犯人逮捕及び捜索・差押手続書（簡易書式例）」の記載例を掲載していますが（本書 374・375 ページ参照）、現行犯人逮捕手続の部分、その中でも特に、現行犯人と認めた理由及び事実の要旨を中心に解説し、記載例の書式についても特にことわりのない限り、単に「現行犯人逮捕手続書」と呼ぶこととします（書式については本書 110 ページも参照）。

## 第2 まずは現行犯逮捕の理論から

### 1 現行犯逮捕とは……

一般人でも、感覚的にはそれなりに理解できる法律用語ですが、こういうものこそ、きちんと説明するとなると、結構難しかったです。

この現行犯逮捕は、2つの言葉でできているので、こういうときは、一つひとつ分解して考えると分かりやすくなります。

現行犯人 = 現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者（刑訴法 212 条 1 項）

逮捕 = 犯人の身体に直接実力を加えて拘束し、その身体活動の自由を奪うこと

定義を書くと、ざっとこのようになります。

現行犯人の定義は、後述するように、実務でも役に立つ場面がありますが、逮捕の定義は、正直に言ってしまうと、実務では、それほど役に立ちません。

ちなみに、昇任試験対策の観点からは、SA 試験は選択式ですから、ぼんやり知っておく程度で乗り切れます。論文試験の直前に暗記しておけば十分でしょう。

本稿は、昇任試験対策ではありませんが、読者の皆さんにとって、昇任試験対策は大きな関心事だと思いますので、少しだけ言及してみました。

なお、逮捕の種類としては、「現行犯逮捕」と言いますが、逮捕手続書では、「現行犯人逮捕手続書」と言い、「現行犯」と「逮捕」の間に「人」が入ります。

## 第2章

# 緊急逮捕

### 第1節 分かりやすく説得力のある緊急逮捕状請求

- 第1 はじめに
- 第2 まずは緊急逮捕の理論の基本から
- 第3 緊急逮捕手続書の起案
- 第4 緊急逮捕状請求書の起案
- 第5 おわりに

# 第1節 分かりやすく説得力のある緊急逮捕状請求

## 第1 はじめに

世間を騒がす凶悪犯罪は、昔も今も後を絶ちません。

凶悪事件の場合、現行犯逮捕によることも多いのですが、中には現行犯逮捕又は準現行犯逮捕の要件を満たさず、逮捕状請求のいとまもなく、緊急逮捕によらざるを得ない場合や、緊急逮捕が最も妥当な選択肢である場合も見受けられます。

捜査は、常に時間との闘いですが、中でもこうした凶悪犯罪で、まさに被疑者が暴れて逃亡しようとしている場合などの緊急逮捕では、それが最も先鋭に現れてくる手続の一つといえるでしょう。

令状裁判官として、警察官の皆さんの緊急逮捕状の請求を受ける立場にあった者としては、よくこれだけの短時間に、しかも騒然とした事件現場において、嫌疑の充分性を満たす疎明資料たる証拠を発見・収集・保全した上、これらの証拠を整然と整理し、これとほぼ同時並行で、逮捕状請求書、緊急逮捕手続書等の必要な書類を作成し、警察内部の決裁を経て、令状請求にまで持ち込まれているのだと、常々感心していました。

しかし、それら全ての緊急逮捕及びその後の緊急逮捕状の請求が、常に整然と何の誤りもなく100パーセントうまくいったわけではありません。

ベテラン警察官ならいざ知らず、経験の浅い警察官が、交番前において立番勤務中に、被害者から「見ず知らずのヤクザ風の男からいきなり顔を殴られた。」との出訴を受けたり、宿直勤務中の深夜に、覚醒剤常習者が覚醒剤を使用したと言って出頭してきたりするなど、自らの判断で緊急逮捕に踏み切らなければならない場面に出くわすこともあります。

そんなとき、判断し、行動し、作成しなければならないものは山のようにあります。被疑者の身柄拘束をするに当たり、現行犯逮捕できるのか、準現行犯に当たるのか、緊急逮捕するとして、その要件はそろっているのかなど、まずは、逮捕に着手するに当たって様々な高度な判断を要します。

仮に緊急逮捕したとしても、逮捕状請求を先にすべきか、被疑者の引致を先にすべきか、逮捕状請求のための疎明資料として嫌疑の充分性を示すものとして何をそろえるべきか、緊急性を示す資料はどうか、そして、それらの疎明資料が一通りそろったとして、請求書や手続書の作成はどうすべきか、引致が先行した場合、弁解録取書は令状請求に付けるべきか、付けないべきか、当初、傷害事件で緊急逮捕したが被害者が死亡するなど事態が急変した場合、罪名はどうすべきかなど、極めて短時間のうちに、判断し、行動し、作成しなければなりません。

これらのものを、いかに、短時間に、合理的に、無駄なく、失敗のないようにすることはもちろんのこと、分かりやすく説得力のあるものに仕上げていくことができるかについて、令状裁判官の視点から、そして元検事として、時に自ら緊急逮捕状の請求をし、勾留請求時に緊急逮捕の適法性審査をした経験から、順を追って、できるだけ分かりやすく説明していきたいと思います。

## 第2 まずは緊急逮捕の理論の基本から

### 1 緊急逮捕とは……

まずは、緊急逮捕の理論の基本を、もう一度よく見直しておきましょう。

この理論の基本を、いかにしっかり理解できているかで、緊急逮捕状請求書（正式な表題は「逮捕状請求書（乙）」ですが、本稿では、分かりやすさからあえて「緊急逮捕状請求書」といいます。）の記載の仕方に違いが出てきますし、作成された緊急逮捕手続書の分かりやすさに差が出てきます。

緊急逮捕とは、

- (1) 一定の重大な犯罪について（犯罪の重大性）—要件A
- (2) 十分な犯罪の嫌疑があり（嫌疑の充分性）—要件B
- (3) 急速を要するため裁判官の逮捕状を求めることができない（逮捕の緊急性）—要件C

という要件を満たすとき、裁判官が事前に発した逮捕状によらずに、逮捕の理由を告げて被疑者の身柄を拘束できる逮捕手続の一つです（刑訴法210条1項）。

# 第4編

## 証人尋問 対策編

第1章 警察官（捜査官）証人尋問 概説

第2章 警察官（捜査官）証人尋問 対策と実践

# 第1章

## 警察官（捜査官）証人尋問 概説

はじめに

第1 証人尋問とは

第2 証人尋問と捜査官の関係

## はじめに

---

### 1 裁判官として……

私は、以前、簡裁の裁判官として、刑事公判の法廷で、証人尋問を主催し、主に補充尋問をする立場にありました。

事件の軽重は別として、証人尋問の請求から採否、証拠調べまでの一連の流れの中で、裁判官のやることは、基本的には、

- ① 立証計画策定における必要な証人の見込み等の検討
- ② 当事者から請求のあった証人の採否決定
- ③ 証人尋問実施の主催（宣誓の趣旨説明、尋問順序の決定、異議申し立てに対する判断、その他の訴訟指揮等）
- ④ 証言内容の聴取による心証形成、補充尋問

などであり、地裁と簡裁でほとんど変わりありません。

ですから、まずは、裁判官の視点から、公判手続の流れなどを通して、証人尋問について解説していきたいと思います。

## 2 検察官として……

また、私は、検察官として訴訟当事者の立場から、

- ① 証人尋問が予想される否認事件の参考人取調官等に対する検事調べや調書の作成
- ② 事前準備としての証人テストの実施
- ③ 公判廷での検察官請求の証人に対する主尋問、あるいは弁護人請求の証人に対する反対尋問など

に関わってきましたので、それらをもとに、検察官が行う証人である捜査官に行う各段階における手続などについても併せて解説したいと思います。

## 3 書記官として……

以上に加え、私は、刑事裁判の書記官として、

- ① 事前準備の一環として、検察官や弁護人と証人請求に関しての連絡調整
- ② 公判廷に立ち会い、公判調書及び証人尋問調書の作成
- ③ 証人尋問請求・実施に係るその他の諸手続

に関わってきましたので、その観点からも必要なことについて触れたいと思います。

## 第2章

# 警察官(捜査官)証人尋問 対策と実践

はじめに

### 第1節 公判手続の流れと証人尋問の位置付け

第1 公判手続の概要

第2 各手続の段階における証人尋問に関連する事項

### 第2節 証人としての出頭要請とその対応

第1 証人としての出頭要請

第2 証人としての出頭要請とその対応

### 第3節 検察官による証人テスト

第1 検察官による証人テストの意味と法的根拠

第2 証人テストを実施する時期

第3 証人テストの方法

### 第4節 証人尋問当日の準備、手続と証言の要領等

第1 証人尋問当日の準備

第2 証人台に立つ前の諸手続

第3 証人尋問

第4 証人尋問本番と証言の仕方など

### 第5節 証人尋問後の措置

第1 尋問終了後の在廷の可否

第2 検察官との事後連絡等

第3 警察内部における報告

## はじめに

現場の第一線で実際に捜査を担当し、それに基づき各種捜査書類を作成する捜査官が、将来の公判において証人となる可能性があることを意識しつつ、そのために漠然とした不安やプレッシャーから捜査そのものや捜査書類作成に躊躇を覚えたりすることのないよう、さらには、いざ捜査官証人尋問が現実的に目の前に迫ったとしても自信をもって対応できるようにするため、第2章「警察官（捜査官）証人尋問 対策と実践」では、以下の事柄について順次説明していきたいと思います。

- 第1節 公判手続の流れと証人尋問の位置付け
- 第2節 証人としての出頭要請とその対応
- 第3節 検察官による証人テスト
- 第4節 証人尋問当日の準備、手続と証言の要領等
- 第5節 証人尋問後の措置

以上について、全てを正確に理解し、きっちり知識として習得するという必要はありません。警察官証人として、捜査官証人として、基本的な知識として大体のところを「あ～、こんな流れで、こんな準備と心構えでいれば良いのか」と整理しておくだけでも、証人尋問に先立ち心に少しでもゆとりが出てくると思いますし、事前準備に関する検事からの指示についての理解も容易となり、本番の証人尋問においても落ち着いて証言ができるようになるものと思います。

先ほどもお話ししましたが、私自身、証人になった当時、検事であったにもかかわらず、それなりの緊張感を味わいましたから、ましてや法廷に証人として立つのが初めてという方であれば、さぞや相当に緊張や不安を感じられることと思います。でも大丈夫です。公判審理における刑訴法上の知識に自信がなくても、法廷での巧みなテクニックによる尋問があっても、要は、証人として自分の体験したことを率直に、誠実に証言すれば良いのです。

これから本章で説明する証人尋問の対策や実践とそのための基本知識は、証人として誠実に真実を証言しようとする場合の基礎的な知識として少しでも役に立つものと思っています。

# 第1節 公判手続の流れと証人尋問の位置付け

## 第1 公判手続の概要

ここでは、まず証人尋問の対策と実践を理解する上で、最も基本となること、つまり、捜査を遂げた事件が検察官によって起訴されて、公判審理を経て判決言渡しとなる一連の公判手続の流れの中における証人尋問の位置付けを確認しておきます。

下の図を見てください。

手続の流れ	各段階で実施される手続の内容等	
	1 警察官Aによる被疑者の供述調書作成 2 警察官Bによる犯行状況の実況見分調書の作成など	
	検察官が起訴状を裁判所に提出して公判請求をする	
<b>公判審理</b>	冒頭手続	被告人に対する人定質問 起訴状朗読 黙秘権等告知 罪状認否・弁護人の意見 冒頭陳述
	証拠調べ手続	1 検察官の証拠調べ請求 2 弁護人意見 3 弁護人不同意意見の書証について検察官が証人請求（警察官A、B） 4 証人尋問 5 その他の証拠調べ 6 被告人質問
	論告・弁論	検察官・弁護人の意見
	<b>判決宣告</b>	
判決言渡し、訓戒、上訴権告知		

## 【編著者略歴】

恩田 剛 (おんだ つよし)

平成 3 年 4 月 東京地裁刑事部書記官  
平成 5 年 4 月 最高裁判事局第二課調査員  
平成 11 年 4 月 水戸区検副検事  
平成 14 年 4 月 千葉区検副検事  
平成 15 年 4 月 東京地検検事  
平成 17 年 4 月 長野地検検事  
平成 19 年 4 月 さいたま地検熊谷支部検事  
平成 20 年 8 月 東京簡裁判事  
平成 22 年 3 月 伊賀簡裁判事  
平成 25 年 4 月 東京簡裁判事  
平成 28 年 3 月 柏崎簡裁判事  
平成 31 年 4 月 東京簡裁判事 (刑事第 4 室：令状担当)  
令和 3 年 3 月 簡裁判事退官  
令和 4 年 4 月 弁護士

## 【主要著書】

「令状審査の視点から見た 令和時代のブロック式  
刑事事件令状請求マニュアル [第 2 版]」(編著、立花書房、2020)  
「令状審査の視点から見た 令和時代のブロック式  
交通事件令状請求マニュアル [第 2 版]」(編著、立花書房、2021)  
「裁判と法律あらかると」(著、司法協会、2015)  
「逮捕勾留ブラクティス」(著、司法協会、2018)  
「スマホはレンジにしまっつけ! 続 裁判と法律あらかると」(著、司法協会、2019)  
「捜索差押ブラクティス」(著、司法協会、2020)  
「令状実務ズバリ回答 Q&A」(編著、立花書房、2021)

## 部内用

捜査の目線と裁判の視点から見た令和時代の

ブロック式 捜査書類作成マニュアル [第 2 版]

～送致書・捜査報告書・逮捕手続書・被害届・実況見分調書・供述調書・犯罪事実の記載等～

令和 4 年 8 月 20 日 第 1 刷発行



編著者 恩 田 剛

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町 3-28-2

電話 03-3291-1561 (代表)

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

平成 28 年 10 月 1 日 初版発行

平成 31 年 4 月 1 日 第 2 刷発行

©2022 Tsuyoshi Onda

印刷・製本／倉敷印刷株式会社

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。